事項	基準
分割方法　大分割部分肉	別表第三の三の方法により行つたもの
分割方法　小分割部分肉	別表第三の四の方法により行つたもの

（法第二条第二項の政令で定める乳製品である脱脂乳についての取引の方法）

第二条　畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号。以下「令」という。）第一条の農林水産省令で定める方法は、乳業者（法第二条第四項第一号イに規定する乳業者をいう。以下同じ。）が対象事業者にその行う対象事業に伴い締結する契約に基づき譲渡する方法とする。

本則に次の二十一条を加える。

（年間販売計画の添付書類）

第十二条　法第十二条第一項の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　年間販売計画に記載する各月ごとの生乳又は特定乳製品（法第十二条第一項に規定する特定乳製品をいう。以下同じ。）の販売予定数量を証する書類

二　第一号対象事業者（法第十六条第一項に規定する第一号対象事業者をいう。以下同じ。）又は第二号対象事業者（第二号対象事業を行う対象事業者をいう。以下同じ。）にあつては、生乳の検査方法を証する書類

三　前二号に掲げる書類のほか、農林水産大臣が法第十二条第三項の規定による通知をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

（年間販売計画の記載事項）

第十三条　法第十二条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該対象事業者が生乳の乳業者に対する販売を行う場合にあつては、第一号対象事業に係る生乳の用途別の販売予定価格

二　当該対象事業者が特定乳製品の製造を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ　第一号対象事業に係る特定乳製品の製造に係る施設及び当該施設についての設備に関する事項（特定乳製品の製造を委託する場合にあつては、当該委託の内容に関する事項）

ロ　第一号対象事業に係る特定乳製品の販売予定価格

2　法第十二条第二項第二号ニの農林水産省令で定める事項は、第二号対象事業に係る生乳の用途別の販売予定価格とする。

3　法第十二条第二項第三号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第三号対象事業に係る特定乳製品の製造に係る施設及び当該施設についての設備に関する事項（特定乳製品の製造を委託する場合にあつては、当該委託の内容に関する事項）

二　第三号対象事業に係る特定乳製品の販売予定価格

（年間販売計画の基準）

第十四条　法第十二条第三項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　第一号対象事業者　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引又は特定乳製品の製造であると認められること。

ロ　年間販売計画に記載された販売予定数量の裏付けとなる根拠が明らかであると認められること。

ハ　生産者補給金の交付の業務が適正かつ確実に行われると認められること。

ニ　生乳の乳業者への販売に係る価格の約定に当たつては、販売価格を少なくとも加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定し、かつ、その約定において、代金の算定に係る加工原料乳の数量は、令第九条第二項の規定により都道府県知事が算出した同項第一号に掲げる数量（次号において「算出数量」という。）に基づくこととしていること。

ホ　当該第一号対象事業者が次のいずれにも該当しないものであること。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2)　法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

(3)　その他農林水産大臣が定める要件に該当する者

ヘ　当該第一号対象事業者が特定乳製品の製造を行う場合にあつては、特定乳製品の製造が適正かつ確実に行われると認められること。

二　第二号対象事業者　次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　年間を通じた用途別の需要に基づく安定取引であると認められること。

ロ　年間販売計画に記載された販売予定数量の裏付けとなる根拠が明らかであると認められること。

ハ　生乳の乳業者への販売に係る価格の約定に当たつては、販売価格を少なくとも加工原料乳及びその他の生乳の区分により約定し、かつ、その約定において、代金の算定に係る加工原料乳の数量は、算出数量に基づくこととしていること。

ニ　当該第二号対象事業者が次のいずれにも該当しないものであること。

(1)　暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2)　法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

(3)　その他農林水産大臣が定める要件に該当する者

三　第三号対象事業者（第三号対象事業を行う対象事業者をいう。以下この号において同じ。）次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ　年間を通じた用途別の需要に基づく特定乳製品の製造であると認められること。

ロ　年間販売計画に記載された販売予定数量の裏付けとなる根拠が明らかであると認められること。

ハ　特定乳製品の製造が適正かつ確実に行われると認められること。

ニ　当該第三号対象事業者が次のいずれにも該当しないものであること。

(1)　暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2)　法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

(3)　その他農林水産大臣が定める要件に該当する者

（交付対象数量の算出）

第十五条　法第十二条第四項の交付対象数量の算出は、同項に規定する総交付対象数量に、当該総交付対象数量が適用される会計年度において各対象事業者が提出した年間販売計画に記載された数量（農林水産大臣が適当と認めるものに限る。）の合計に占める当該対象事業者が提出した年間販売計画に記載された数量（農林水産大臣が適当と認めるものに限る。）の割合を乗じてするものとする。